

大分県土木建築部 建設政策課
事業・環境評価対策班参事 伊東龍治

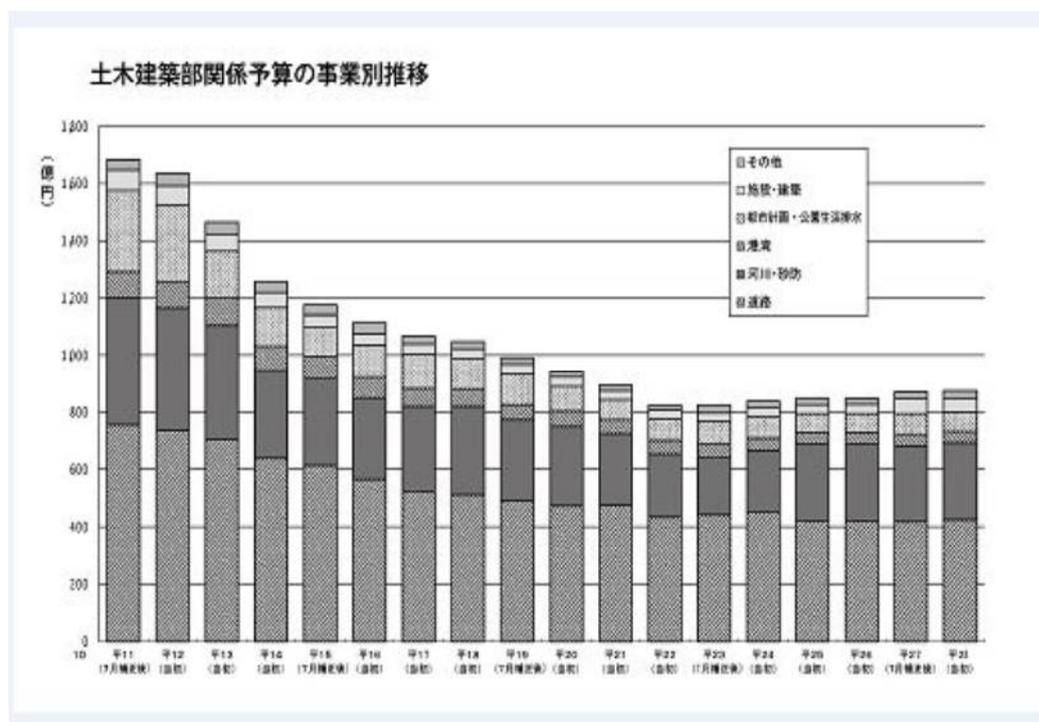
公共事業のアカウンタビリティ（説明責任）

1 公共事業を取り巻く環境の変化

大分県では、戦後の復興期を経て、1960年代は臨海工業地帯造成による産業基盤整備が、1970年代は県立病院や大洲運動公園、県立芸術会館などの文化・生活基盤整備が行われ、1980年代から1990年代には4大プロジェクト（テクノポリス・マリノポリス・リバーポリス・グリーンポリス）を柱とする地域振興が行われた。県内各地で道路・港湾・大型施設等が整備され、経済の成長に併せて公共事業費は右肩上がりに伸展していった。

ところが2000年代に入ると、人口減少・少子高齢化という社会構造の変化を背景に、公共事業費は大幅な削減を余儀なくされる。限られた予算の中で、必要な公共事業費を確保するため、徹底したコストの見直しやPFI手法が導入され、また公共事業に対する透明性の向上を目的に総合評価落札方式の導入など入札・契約制度の改革も取り組まれた。

土木関係予算の推移をみると、2005年以降は行財政改革プランの実行により、公共事業費は年々減少しているが、予算の重点的な配分により、防災減災対策や地域間交流を促進する道路整備など社会資本整備が行われている。



I 安心な暮らしを守る 強靱な県土づくり	1 治水対策の推進 2 土砂災害対策の推進 3 地震・津波・高潮対策の推進 4 交通安全対策の推進 5 社会資本の老朽化対策と適切な維持管理 6 危機管理体制の充実
II 活力と潤いのある 魅力的な地域づくり	1 快適な都市空間の形成 2 潤いのある水環境の創出 3 快適な住まいづくりの推進 4 「おんせん県おおいた」のツーリズム支援
III 発展を支える 交通ネットワークの充実	1 広域道路ネットワークの構築 2 地域道路ネットワークの充実 3 海上輸送拠点の強化

県土づくりの3つの進め方（「おおいた土木未来プラン 2015」から）

2 公共事業評価制度

公共事業の効率化と透明性の向上を目的に、県では平成 10 年から公共事業評価を行っている。事業評価の対象となるのは、土木建築部・農林水産部の所管する公共事業で、県（事業実施者）自らが費用便益分析や効果測定を行い、必要性や効果を評価する。

事業評価には、事業の段階に応じて、事業着手の適否を判断する「事前評価」、事業採択後一定の期間が経過した後未着工又は長期間が経過している事業等について継続・中止等を判断する「再評価」、さらに事業完了後5年目に、代表的な事業について事業の効果を評価し、評価の完了・再度の評価を判断する「事後評価」の3つがあり、さらに事前評価、再評価で事業費10億円を超えるもの、事後評価で事業費20億円を超えるものは、第三者機関「大分県事業評価監視委員会」に意見を求め評価決定が行われる。

事業評価監視委員会では、これまで644事業を評価した結果、中止・休止は32事業を数える。事業評価結果は説明資料・議事録とともに県庁ホームページに公開されており、公共事業のプロセスや内容を知ることができる。

3 公共事業評価の効果

公共事業評価には、県民に対し、アカウンタビリティ（説明責任）を果たす目的もある。

アカウンタビリティとは、積極的に情報を公開することで、相手方に納得してもらい信頼関係を築くことを目的とする。これまで公共事業のアカウンタビリティというと、反対意見や苦情に対し、担当者が説明をする限定的なものであったが、公共事業に対する様々な批判が起こる中、公共事業に対する県民の理解を得るためには、その必要性や投資効果を説明することは不可欠なものとなっている。

公共事業は、その必要性を理解しにくいものが多い。そこで公共事業評価では、事業実施の意義・立案のプロセス、実施する事業の内容を示し、さらにコスト管理や工事手法、事業効果、景観や環境への配慮など積極的に説明する。しかも情報公開を前提としていることから、説明内容は県民の視点で考え、県民が理解できるものでなければならない。

公共事業評価を通じて職員のアカウンタビリティの意識付けができ、事業評価のプロセスは、公共事業を県民の目線で見直すよい契機となっている。また公共事業には長期間を要するものも多いが、きめ細かに再評価を行うことにより、社会状況の変化に対応する効果的な事業実施も期待される。

4 協働とアカウンタビリティの向上

インターネットなど情報通信手段の普及によって、情報の受発信が容易にできるようになったことや情報公開制度・パブリックコメントなど住民参加型の行政が定着してきたことから、行政に対しアカウンタビリティを求める声が高まっている。こうした中、「地方創生」や「国土強靱化」など、防災や地域振興といった地域の課題を官民が協働して解決することを前提に、ハード事業とソフト事業を行う新たな政策分野が登場してきた。

また社会インフラの老朽化対策では、施設の更新とともに、市民団体等による施設の維持管理なども検討されている。このような公共事業への関心の高まりや行政手法の変化から、今、官民の「協働」に期待が寄せられている。

これまでも産業クラスター（大学、研究機関、自治体が、相互の連携を通じて新たな付加価値を創出する取り組み）、PFI（プライベートファイナンスイニシアティブ／公共施設設計、建設、維持管理・運営に、民間の資金を活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うもの）、指定管理制度など行政と民間事業者との協働が行われてきたが、新たな取り組みとして、PPP（パブリックプライベートパートナーシップ）が注目されている。PFIと同じく官と民が協働で事業を行うものだが、社会インフラの整備に限らず民間事業者が事業の企画段階から参加でき、NPO・企業など協働パートナーの選択肢が広がる特長がある。今後、PPPによって地域の課題解決する取り組みが拡大することが予想されるが、なぜ協働事業を行うのか、誰が協働パートナーとなるか、どのような地域課題があり、実現しようとする目標に対しどのようなことができるのか、地域の理解と信頼を得ることができるよう官民は共に、より広い視点からのアカウンタビリティの実行が求められる。